

令和 8 年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」実施要綱

滋 賀 労 働 局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成 3 年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところであるが、より多くの事業場、業種において労働災害防止に向けた機運を向上させること、各事業場で既に取組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的として、滋賀県産業安全の日を中心とする 1 か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を活性化し、労働災害防止の意識の高揚を図ることとする。

2 主 唱 者

滋 賀 労 働 局 ・ 各 労 働 基 準 監 督 署

3 主 催 者

公益社団法人 滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会 滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀県支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 京滋支部
一般社団法人 日本クレーン協会 滋賀支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 滋賀県支部
一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会

4 協 賛 者（予定）

滋 賀 県
日 本 労 働 組 合 総 連 合 会
一 般 社 団 法 人 滋 賀 経 済 産 業 協 会

5 実 施 者

滋賀県内の各事業場

6 運 動 期 間

令和 8 年 11 月 1 日（日）～ 11 月 30 日（月）

7 参加申込期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 10 月 31 日（土）

郵送、メール等の場合は事前の参加申込みも可とする。

8 参加申込及び結果報告の手続き

（ 1 ）参加申込み

各事業場は、(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigai>) の参加申込みフォームに必要事項を入力、登録により参加申込みを行う。郵送・メール等による場合は、参加申込書（様式 1）を滋賀労働局労働基準部健康安全課へ送付する。

（ 2 ）結果報告

参加申込みした事業場は、(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigaikeka>) の結果

報告フォームに必要事項を入力、登録により結果報告を行う。郵送・メール等による場合は、結果報告書（様式２）を滋賀労働局労働基準部健康安全課へ送付する。

（３）各様式は滋賀労働局ホームページ内に掲載していますのでご活用ください。

９ 主唱者、主催者及び協賛者の実施事項

（１）実行委員会

滋賀労働局及び主催者で「滋賀県産業安全の日無災害運動実行委員会」（以下「実行委員会」という）を組織する。

実行委員会は、結果報告フォーム若しくは結果報告書（様式２）により、参加証を希望した参加事業場に対して、無災害運動参加証（様式３）を交付する。

なお、主催者は、本運動を通じて知り得た参加事業場の情報（公開情報を除く）をみだりに開示しないものとする。

（２）滋賀労働局の実施事項

参加勧奨用資料、参加申込書、結果報告書様式を準備し、各主催者や各労働基準監督署に必要な数を配布する。

本運動の概要を滋賀労働局ホームページに掲載するとともに、マスコミを通じて広報を実施する。

参加申込みを含め、無災害運動への参加状況を取りまとめ、参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）を滋賀労働局ホームページに掲載する。

結果報告を含め、運動期間中の災害発生状況、活動状況等を取りまとめ、無災害を達成した参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）と併せて、滋賀労働局ホームページに掲載する。

来年度以降も継続して実施することを念頭に、効果の把握等を実施する。

参加証の交付に当たって、書面の用意、発送等の事務を行う。

（３）各労働基準監督署の実施事項

労働衛生週間趣旨説明会等、あらゆる機会に参加勧奨を実施する。

管内の業界団体等に対して、会員事業場への参加案内を行うよう要請する。

（４）各主催者の実施事項

会員事業場への参加案内を行う。

滋賀労働局が取りまとめた無災害運動の結果を活用し、会員事業場等の安全衛生対策の一層の推進を図る。

（５）協賛者の実施事項

広報、啓発を行う。

（６）その他

上記（４）の事務を全て行うが、（１）の実行委員会に加わらない者は、「協賛者」として取り扱う。協賛者は、その希望に応じ、その時点で反映することが可能な参加勧奨用配布資料等に協賛者として運動に参加する旨を明示する。

上記（４）の事務の一部を行う者は、「協力者」として取り扱う。協力者は、その希望に応じ、その時点で反映することが可能な参加勧奨用配布資料等に協力者として運動に参加する旨を明示する。

任意団体（法人格の無い団体）は、主催者、協賛者として取り扱わず、上記（４）の事務を行う任意団体（法人格の無い団体）は、「協力者」として取り扱う。

主催者、協賛者、協力者に該当、追加等あれば、滋賀労働局が、本実施要綱中に随時追

加する。

10 実施者の実施事項

労働者一人ひとりの安全意識高揚を促す啓発活動

労働災害を発生させない職場づくりのため、各事業場の特性に応じた安全衛生活動

「令和8年死亡災害多発に伴う緊急要請」に係る取組み

メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立等、労働者の健康確保対策